

6 高齢者福祉

介護保険制度		事業名	担当課	ページ	
高齢者福祉	介護保険制度の概要	介護保険料の賦課徴収	保険課	42	
		介護給付	高齢福祉課	42	
	高齢者の現状	介護保険事業計画	高齢福祉課	45	
	地域支援事業	包括的支援事業	地域包括支援センター	高齢福祉課	48
		任意事業	訪問給食サービス事業 *	高齢福祉課	48
			家族介護支援事業 *		
			成年後見制度利用支援事業 *		
	高齢者の生きがいづくり推進事業	老人福祉センターの設置運営	高齢福祉課	50	
		高齢者福祉入浴助成事業 *			
		福祉100円バス助成事業 *			
敬老行事					
高齢者クラブの育成事業					
老人社会奉仕団活動助成事業					
長野県シニア大学					
高齢者学習事業（松本市プラチナ大学）					
高齢者就業機会確保事業（松本地域シルバー人材センター）					
在宅介護24時間あんしん支援事業		緊急ショートステイ事業 *			高齢福祉課
	介護110番事業				
	ナイトケア利用料金助成事業 *				
	軽度生活援助事業 *				
	生活管理指導短期宿泊事業 *				
	高齢者住宅等整備事業 *				
	介護保険利用者負担軽減事業 *				
	高齢者訪問理美容料金助成事業 *				
	高齢者寝台タクシー利用料金助成事業 *				
	救急医療情報キット支給事業 *				
	訪問介護措置事業 *				
	短期入所生活介護措置事業 *				
	介護保険施設入所措置事業 *				
	福祉リユースあっせん事業 *				
思いやりあんしんカルテ交付事業 *					
ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯等対象事業	福祉電話設置事業 *	高齢福祉課	54		
	緊急通報装置設置事業 *				
	ふれあい会食会事業				
	訪問給食サービス事業 *				
養護老人ホーム	高齢者安否確認協力事業 *	高齢福祉課	54		
	養護老人ホーム入所措置 *				

* 事業は西部福祉課も担当しています。

(1) 介護保険制度の概要

ア 制度の概要

被保険者	市内に住所を有する40歳以上の人(介護保険施設に入所し所在地に住所を移した人を含む)		
種別	第1号被保険者		第2号被保険者
対象者	65歳以上の人		40歳以上65歳未満の医療保険加入者
保険料	保険料段階	対象者	保険料の算出基準
	第1段階	生活保護を受給している方、老齢福祉年金を受給している方で世帯全員が住民税非課税の方、または世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額から一部を控除した額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	基準額×0.285 19,760円
	第2段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階に該当しない方のうち、本人の前年の合計所得金額から一部を控除した額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方	基準額×0.485 33,630円
	第3段階	世帯全員が住民税非課税で第1段階から第2段階に該当しない方	基準額×0.685 47,510円
	第4段階	本人が住民税非課税で、世帯の誰かが住民税を課税されている方のうち、本人の前年の合計所得金額から一部を控除した額と課税年金収入の合計が80万円以下の方	基準額×0.90 62,420円
	第5段階	本人が住民税非課税で、世帯の誰かが住民税を課税されている方で、第4段階に該当しない方	基準額 69,360円
	第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が120万円未満の方	基準額×1.2 83,230円
	第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.3 90,160円
	第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.5 104,040円
	第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が320万円以上430万円未満の方	基準額×1.7 117,910円
	第10段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が430万円以上520万円未満の方	基準額×1.9 131,780円
	第11段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.1 145,650円
	第12段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.2 152,590円
	第13段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が720万円以上840万円未満の方	基準額×2.3 159,520円
	第14段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が840万円以上の方	基準額×2.4 166,460円
※合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を控除します。 第1～5段階を判定するときは、公的年金等に係る雑所得も控除します。			
保険料支払方法	特別徴収	普通徴収	医療保険の保険料と一括して支払っていただきます。
	老齢(退職)・遺族・障害年金額が年額18万円以上の方は、受給年金からあらかじめ差し引かれます。	①受給年金額が少ない方(年額18万円未満) ②年度途中で65歳になった方 ③年度途中で保険料段階が変更になった方などの場合は納付書又は口座振替により納付していただきます。	
給付対象者	日常生活に介護や支援が必要な方で、 要介護認定を申請し、要支援又は要介護と認定された方		老化に伴う病気(特定疾病)により介護や支援を必要とする方で、
給付区分	在宅サービス		施設サービス
介護給付対象サービス	① 訪問介護(ホームヘルプサービス)	⑨ 短期入所療養介護(ショートステイ)	① 介護老人福祉施設入所 ② 介護老人保健施設入所 ③ 介護医療院
	② 訪問入浴介護 ③ 訪問看護 ④ 訪問リハビリテーション ⑤ 居宅療養管理指導 ⑥ 通所介護(デイサービス) ⑦ 通所リハビリテーション(デイケア) ⑧ 短期入所生活介護(ショートステイ)	⑩ 福祉用具貸与 ⑪ 特定福祉用具販売 ⑫ 居宅介護住宅改修費 ⑬ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム等による介護) ⑭ 居宅介護支援(計画費)	
介護予防給付対象サービス	① 介護予防訪問入浴介護 ② 介護予防訪問看護 ③ 介護予防訪問リハビリテーション ④ 介護予防居宅療養管理指導 ⑤ 介護予防通所リハビリテーション ⑥ 介護予防短期入所生活介護	⑦ 介護予防短期入所療養介護 ⑧ 介護予防福祉用具貸与 ⑨ 介護予防特定福祉用具販売 ⑩ 介護予防住宅改修費 ⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護 ⑫ 介護予防支援(計画費)	
	介護予防生活支援サービス	要支援1,2および事業対象者(基本チェックリスト基準該当者) ① 通所型サービス ② 訪問型サービス ③ 介護予防ケアマネジメント	

給付区分	在宅サービス	施設サービス
地域密着型サービス	①夜間対応型訪問介護 ②認知症対応型通所介護 ③小規模多機能型居宅介護 ④認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑦看護小規模多機能型居宅介護 ⑧地域密着型通所介護	①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
地域密着型介護予防サービス	①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護	

給付限度額及び自己負担額	支給限度額			
	区分	居宅サービス（月額）	特定（介護予防）福祉用具販売（年額）	住宅改修費（生涯）
	要支援1	50,320円	100,000円	200,000円 （同一住宅、同一対象者。ただし要支援2及び要介護1を同一段階とみなした場合は介護度が3段階以上上がった場合は再度申請が可能）
	要支援2	105,310円		
	要介護1	167,650円		
	要介護2	197,050円		
	要介護3	270,480円		
	要介護4	309,380円		
	要介護5	362,170円		
	利用者負担			
65歳以上の方	本人の合計所得金額が220万円以上	① 下記②③以外の場合		3割負担
		② 同一世帯の第1号被保険者（本人含む）の年金収入+その他の合計所得金額	単身は340万円未満	2割負担
			2人以上は463万円未満	
	③ 下記⑤と同様の場合	1割負担		
	本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満	④ 下記⑤以外の場合		2割負担
		⑤ 同一世帯の第1号被保険者（本人含む）の年金収入+その他の合計所得金額	単身は280万円未満	1割負担
2人以上は346万円未満				
本人の合計所得金額が160万円未満	1割負担			
64歳までの方				1割負担
＊収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除をする前の所得金額 ＊前年度の収入・所得をもとに判定されます。 ＊3割負担は平成30年8月から適用				

低所得者の方は、介護保険施設（短期入所含む）に入所した際の食費・居住費が申請により下記の金額に軽減されます。

負担限度額(日額) 令和6年8月から

利用者負担段階	居住費				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	短期入所	施設
第1段階	880円	550円	380円 (550円)	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円 (550円)	430円	600円	390円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円 (1,370円)	430円	1,000円	650円
第3段階②					1,300円	1,360円

※従来型個室の（ ）内は、介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護の場合です。

高額介護サービス費	世帯の利用者全体の自己負担が一定金額（上限額）を超えたときは申請により払い戻されます。				
	区 分		利用者負担上限額		
	課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上の世帯		140,100円		
	課税所得約380万円（年収約770万円）以上 課税所得約690万円（年収約1,160万円）未満の世帯		93,000円		
	課税所得約380万円（年収約770万円）未満の世帯		44,400円		
	市町村民税非課税世帯の方で、下記に該当しない方		24,600円		
	市町村民税非課税世帯の方で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方 市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者		個人 15,000円		
	生活保護の受給者		個人 15,000円		
15,000円又は24,600円への減額で生活保護の被保護者にならない世帯		15,000円又は24,600円			
高額医療合算介護サービス費	各医療保険の世帯内で、医療と介護の両方で自己負担が一定金額（上限額）を超えたときは申請により払い戻されます。				
	区 分		利用者負担上限額		
			75歳以上	75歳未満（被用者保険・国民健康保険）	
			後期高齢者医療制度 +介護保険	70～74歳がいる世帯 +介護保険 70歳未満がいる世帯 +介護保険	
	70歳以上の 現役並所得者	旧ただし書所得 901万円超	2,120,000	2,120,000	2,120,000
		旧ただし書所得 600万円超901万円以下	1,410,000	1,410,000	1,410,000
	70歳以上の一般	旧ただし書所得 210万円超600万円以下	670,000	670,000	670,000
		旧ただし書所得 210万円以下	560,000	560,000	600,000
	低所得者 市町村民税非課税	Ⅱ	310,000	310,000	340,000
		Ⅰ	190,000 (310,000)	190,000 (310,000)	
※上限額の（ ）内は、世帯内に介護サービス利用者が複数いる場合に適用されます。					

イ 介護保険制度と所管課

内 容	担 当 課
制度に関すること	高齢福祉課・西部福祉課
要介護認定（申請・調査・認定）に関すること	
サービス利用に関すること	
苦情・介護相談	
保険料に関すること	保険課
要介護認定の審査判定に関すること	松本広域連合
介護予防に関すること	高齢福祉課・健康づくり課
総合事業に関すること	高齢福祉課

(2) 高齢者の現状

本市の65歳以上の人口は、令和6年4月1日現在で67,122人、高齢化率28.6%となっており、長野県平均、全国平均よりも低くなっています。（表1）

また、要支援・要介護認定者数は、12,627人で、昨年に比べ、33人の増となっています。（表2）

表1. 65歳以上の人口及び高齢化率

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
65歳以上人口	64,863	65,512	65,995	66,331	66,745	67,084	67,233	67,015	67,122
高齢化率	26.9%	27.3%	27.6%	27.8%	28.1%	28.2%	28.4%	28.4%	28.6%
県の高齢化率	30.3%	30.7%	31.1%	31.5%	31.6%	32.5%	32.8%	32.9%	32.4%
国の高齢化率	27.0%	27.5%	28.0%	28.1%	28.5%	28.9%	29.0%	29.1%	29.2%

松本市地区別人口高齢化・要介護認定等の状況より（各年度4月1日現在）

※国及び県の高齢化率は、県作成「年齢3区分別人口構成比の推移と将来推計」参照

表2. 介護度別認定者数（介護保険事業状況報告令和6年3月分）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	1,386	2,691	2,275	2,037	1,438	1,565	1,043	12,435
第2号被保険者	20	41	17	43	25	18	28	192
総数	1,406	2,732	2,292	2,080	1,463	1,583	1,071	12,627

(3) 松本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

松本市では、平成12年4月の介護保険制度のスタートに合わせ、第1期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画を策定し、事業の推進をしてきました。この間、介護保険制度は高齢社会を支える仕組みとして社会に定着するとともに、その役割は重要性を増しています。

介護保険事業計画は3年ごとに見直され、本年度は、令和6年度から令和8年度までの3年間の計画期間とする「第9期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の初年度となります。この計画は、団塊の世代が全て後期高齢者（75歳以上）となる2025年及び団塊ジュニア世代が65歳以上となる2040年を見通しながら、第6期介護保険事業計画・高齢者福祉計画において定めた「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成に向け、施策の充実を図り、中長期的な視点のもとに、第8期までの取組みを更にシンカ（深化、進化）させる計画とします。

ア 介護サービスの実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅サービス							
訪問介護	(回/年)	807,694	798,179	836,915	808,993	858,476	836,402
訪問入浴介護	(回/年)	9,602	8,447	9,952	7,904	10,234	7,917
訪問看護	(回/年)	102,449	102,693	105,864	102,902	108,714	103,825
訪問リハビリテーション	(回/年)	71,284	66,215	73,556	70,902	75,602	70,922
居宅療養管理指導	(人/年)	11,148	12,679	11,520	13,205	11,820	13,663
通所介護	(回/年)	308,420	293,245	326,473	274,980	334,818	282,924
通所リハビリテーション	(回/年)	73,085	66,463	75,878	62,579	77,836	63,229
短期入所生活介護	(日/年)	49,693	51,638	55,463	50,785	56,890	50,254
短期入所療養介護（老健）	(日/年)	8,038	6,452	8,819	6,168	9,065	7,335
短期入所療養介護（病院等）	(日/年)	1,819	75	2,002	0	2,425	8
福祉用具貸与	(人/年)	51,636	49,941	53,280	49,483	54,660	48,919
特定福祉用具購入費	(人/年)	564	526	624	590	648	518
住宅改修費	(人/年)	348	339	360	303	396	287
特定施設入居者生活介護	(人/年)	6,120	5,659	6,468	5,452	6,564	5,508
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	792	883	792	1,117	852	1,105
夜間対応型訪問介護	(人/年)	0	0	0	1	0	0
認知症対応型通所介護	(回/年)	10,730	9,570	10,949	9,063	11,203	8,097
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	1,368	959	1,392	1,017	1,416	1,037
認知症対応型共同生活介護	(人/年)	3,996	3,672	4,068	3,660	4,176	3,722
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/年)	1,584	1,453	1,596	1,442	1,644	1,462
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/年)	1,548	1,358	1,548	1,322	1,896	1,352
看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	0	16	0	12	348	207
地域密着型通所介護	(回/年)	112,129	97,787	115,404	93,883	118,218	98,590
居宅介護支援	(人/年)	66,780	64,775	68,952	63,845	70,668	63,134

イ 介護予防サービスの実績

区 分		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護予防サービス							
介護予防訪問介護	(人/年)						
介護予防訪問入浴介護	(回/年)	210	207	252	208	336	289
介護予防訪問看護	(回/年)	12,919	13,922	13,136	14,301	13,410	17,762
介護予防訪問リハビリテーション	(回/年)	24,408	23,858	25,046	25,966	25,477	26,807
介護予防居宅療養管理指導	(人/年)	732	884	744	1,084	768	1,188
介護予防通所介護	(人/年)						
介護予防通所リハビリテーション	(人/年)	4,968	4,615	5,136	4,248	5,232	4,283
介護予防短期入所生活介護	(日/年)	1,397	1,611	1,472	1,685	1,548	2,159
介護予防短期入所療養介護（老健）	(日/年)	338	274	338	146	338	83
介護予防短期入所療養介護（病院等）	(日/年)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	(人/年)	24,612	25,150	25,080	25,945	25,548	27,366
特定介護予防福祉用具購入費	(人/年)	384	332	420	363	456	326
介護予防住宅改修費	(人/年)	360	293	420	291	420	278
介護予防特定施設入居者生活介護	(人/年)	732	617	780	552	780	550
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	(回/年)	115	9	115	0	115	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/年)	36	62	36	22	36	46
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/年)	24	26	24	17	24	22
介護予防支援	(人/年)	29,076	29,395	29,628	29,987	30,180	31,546

ウ 地域密着型サービス整備計画 （詳細は次ページ）

松本市が設定する日常生活圏域

生活圏域名	行政区名
北部	岡田地区、本郷地区、四賀地区
東部	第3地区、入山辺地区、里山辺地区
中央	第1地区、第2地区、東部地区、中央地区、白板地区
中央北	城北地区、安原地区、城東地区
中央南	庄内地区、中山地区
中央西	田川地区、鎌田地区
南東部	寿地区、寿台地区、内田地区、松原地区
南部	松南地区、芳川地区
南西部	神林地区、笹賀地区、今井地区
河西部	島内地区、島立地区
河西部西	新村地区、和田地区、梓川地区
西部	安曇地区、奈川地区、波田地区

工 民間老人福祉施設建設費助成事業

(ア) 目的

国・県の補助金を取り入れ、民間事業者の介護保険施設建設に対し、助成するものです。

(イ) 老人福祉施設の整備状況（松本市）

（単位：人）

区 分	第1～8期 (H12～R5)	第9期
	整備数	整備予定数
介護老人福祉施設	765	△35
介護老人保健施設	686	0

(ウ) 地域密着型サービスの整備

（単位：施設数）

区 分	R5年度までの 整備状況 ※1	第9期（R6～R8）					
		R6		R7		R8	
		整備数	計	整備数	計	整備数	計
夜間対応型訪問介護	0	-	-	-	-	-	-
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	-	-	-	-	-	-
地域密着型通所介護	47	-	-	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	7	-	-	-	-	-	-
認知症対応型共同生活介護	21	0	21	0	21	公募による18床整備増	-
小規模多機能型居宅介護	6	0	6	0	6	0	6
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	1	1	2	0	2
地域密着型特定施設入居者生活介護	5	0	5	0	5	0	5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	0	4	2	6	0	6

（※1）休止中事業所含む

整備実績（第8期計画）

年度	区 分	設置主体	名 称	定員	設置圏域
R4	看護小規模多機能型居宅介護	エフビー介護(株)	看護小規模多機能 あったかほーむかまだ	29	中央西
R5	地域密着型サービス整備施設（R4年度公募→応募なし）				

(4) 地域支援事業

ア 地域包括支援センター

地域包括支援センター運営事業	高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるための身近な相談窓口として、地域における総合相談・支援、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護を総合的に行うもの	相談業務 午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを休館日とする
----------------	---	--

イ 訪問給食サービス事業

・ 事業概要

65歳以上の高齢者や障害者のみの世帯の方に対し、訪問による給食サービスを提供することにより、その安否確認や健康維持・食の確保による自立支援を図ります。

実施主体	松本市
利用対象者	65歳以上の高齢者や障害者のみの世帯の方
事業内容	週2回 週6回（四賀地区・安曇地区・梓川地区） 昼食を配送
利用料	1食 400円（食材料費及び調理費相当分）

ウ 家族介護支援事業

名称	目的	準拠法	施行年月日
家庭介護用品支給事業	紙おむつ等の購入費用を助成することにより、在宅介護支援を図るもの	市要綱	H12.4.1
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊のおそれがある認知症高齢者の事故を未然に防止するため、所在地を確認するシステムを活用し、家族等介護者の負担軽減を図るもの	市要綱	H13.10.1
思いやりあんしんカルテ交付事業	本人が徘徊等により行方不明となった場合に、家族が行方不明届を警察に提出する際、活用できるようカルテの作成の支援を行うもの		H28.4.1

エ 成年後見制度利用支援事業

名称	目的	準拠法	施行年月日	要件
成年後見制度利用支援事業	親族等による法定後見開始の審判請求が期待できない高齢者について、市が申立てを行い、権利擁護を図るもの	老人福祉法（法第32条）	H12	1 65歳以上の高齢者 2 認知症により判断能力が欠けているか又は不十分な者 3 福祉の向上のため成年後見制度等の利用が必要と認められる者 4 成年後見制度の申立てをする親族等がない者 以上のすべての要件に該当する方

(5) 最高齢者顕彰事業（記念メダル、表彰状の贈呈）

松本市民として、松本市発展の礎に寄与された高齢者のうち、特に最高齢者に対して記念メダル、表彰状を贈呈し、その功績を称えとともに長寿を顕彰するものです。

（詳細右表参照）

平成28年度から12センター体制、さらに令和元年度から中央地域包括支援センターを民間委託とし、全センターを委託化することで、センターの運営及び強化を図り、事業を推進するもの。

- (1)在宅介護に関する相談・指導・助言
- (2)予防給付等に関するケアマネジメントの実施
- (3)居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対する指導・助言
- (4)地域における保健・医療・福祉関係者（団体）のネットワーク構築
- (5)権利擁護・高齢者虐待防止に関する業務
- (6)地域包括ケアシステムに関する業務

(令和5年度)

地区名	開始日	配食日	延配食数	月平均利用者数	地区名	開始日	配食日	延配食数	月平均利用者数
旧市	H 2. 8. 1	月木/火金/水土	4,664 食	58 人	芳川	H12.12.5	水土	690 食	8 人
					中山	H12.12.22	水土	123	2
寿台	H 5.11. 1	火金	739	8	寿	H12.10.27	火金	145	2
里山辺	H 7. 9.11	月木	791	9	松原	H12.10.27	火金	50	1
島立	H 8. 9.12	火金・水土	229	3	入山辺	H12.11.16	月木	208	2
島内	H 9. 9.16	火金	1,185	13	内田	H12.11.28	火金	0	0
笹賀	H10. 1.19	水土	441	5	今井	H14. 8. 1	月～土	390	4
和田	H10. 4.20	月～土	107	1	四賀	H12. 4. 1	月～土	3,170	20
新村	H10. 4.27	月～土	141	2	安曇	H14. 4. 1	月～土	1,311	8
岡田	H10.10.29	月木	193	2	奈川	H 7. 4. 1	火木	179	3
本郷	H11.10.19	火木	522	5	梓川	H12. 4. 1	月～土	2,317	10
神林	H12. 8.24	水土	98	1	波田	H14. 4. 1	月～土	3,370	40

合 計	21,063 食	207 人
-----	----------	-------

対象者	利用料等	実施内容
市民税非課税世帯で要介護4・5の高齢者を在宅介護している介護者		紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等の購入費用を助成 上限年額 48,000円
徘徊のおそれがある認知症高齢者を介護する同居家族等	500円/月 住民税非課税世帯 150円/月	徘徊のおそれがある認知症高齢者にGPS検索端末機を常時携帯してもらうことにより、徘徊時にその位置情報を介護者に提供
在宅で行方不明になるおそれがある認知症高齢者等を介護している家族等	無料	介護者が警察署に捜索願を提出する際に早期発見の手がかりとして、顔写真入りの身体特徴などを記載したカルテを用意しておき、行方不明となった時に行先の心当たり等を追記し、カルテを警察等に提供するもの

申請手続	給付内容	備考
高齢福祉課・西部福祉課へご相談ください	家庭裁判所への申立て費用及び後見人に支払う報酬の補助	本人の資産状況により申立て費用をお支払いいただく場合もあります

(最高齢者顕彰事業)

顕彰内容	男性及び女性の
	・松本市民の最高齢者 銅メダル及び顕彰状
	・長野県民の最高齢者 銀メダル及び顕彰状
	・国民の最高齢者 金メダル及び顕彰状
	顕彰はそれぞれの最高齢者になったとき1回限りとする。

(6) 高齢者の生きがいがづくり推進事業

名称	目的	準拠法
老人福祉センターの設置・運営	地域の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の高揚及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者が健康で明るい生活を営むもの	老人福祉法(法第14条)による老人福祉センターの設置運営について(通知) (S52.8.1 社老第48号)
高齢者福祉入浴助成事業	高齢者の健康増進と、入浴を通じた交流促進を図るもの	市要綱
福祉100円バス助成事業	高齢者の日常生活における利便の向上と、生きがい・健康づくりに向けた交通手段の確保、公共施設及び交通機関の利用促進を図るもの	市要綱

名称	目的	準拠法	施行年月日	要件										
				特定要件	所得制限									
敬老行事	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、老人の福祉についても理解と関心を高めてもらうもの	市要綱	S48	松本市社会福祉協議会地区支会が行う地区行事への補助金年齢要件は、翌年3月31日現在の75歳以上とする。	なし									
高齢者クラブの育成事業	高齢者クラブを通じて高齢者の教養の高揚、健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流を図り、老後の生活を健全で豊かなものにするため、各単位高齢者クラブに対し助成するもの	老人福祉法	S41.4	1. 単位高齢者クラブ <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>29年度</th> <th>30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>クラブ数</td> <td>160</td> <td>152</td> </tr> <tr> <td>会員数</td> <td>7,362</td> <td>6,706</td> </tr> </tbody> </table> 2. 高齢者クラブ連合会 松本市高齢者クラブ連合会に補助金を	区分	29年度	30年度	クラブ数	160	152	会員数	7,362	6,706	
区分	29年度	30年度												
クラブ数	160	152												
会員数	7,362	6,706												
老人社会奉仕団活動助成事業	高齢者クラブ連合会が社会奉仕活動を実施した場合、その活動の促進を図るため助成するもの	市要綱		高齢者クラブ連合会が班を組織し実施する。										
長野県シニア大学	高齢者の生活を充実したものにするため、積極的に生きがいを創造できるよう社会教育で実施している老人学級等の活動を更に高めるもの	県要綱	S53.4	50歳以上で学習意欲が旺盛であり、地域福祉のために積極的に活動できる人										
高齢者学習事業 (松本市プラチナ大学)	高齢者が集い、教養の高揚・レクリエーション・趣味の活用等自ら学習、実習を通じ生きがいを高めるもの	市要綱	S56.4	60歳以上の学習意欲のある者	なし									
高齢者就業機会確保事業 (松本地域シルバー人材センター)	補助的・短期的な就業を通じて生きがいの充実や、健康の増進を図るもの	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	S58.6	おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある者										

施行年月日	対象者	利用料	実施場所	備 考
S46.4.1	市内に居住する 60歳以上の者	無 料	松本市プラチナセンター (南部老人福祉センター)	5年度の状況 「南部老人福祉センター」 利用総人 10,409人 開館日数 243日 1日当り平均利用 42人
H9.6.1	市内に居住する 70歳以上の者	個人負担 1回 100円 (年30回)	市内公衆浴場 梓水苑・松茸山荘別館	5年度の利用状況 87,559枚
H11.11	市内に居住する70歳以 上の者及び障害者	個人負担 1回 100円	市内の全バス路線 (観光路線等除く) 及び上高地線電車	5年度の利用状況 484,940人 月平均 40,411人

申請手続		給付内容	給付方法	備 考															
申請先	必要書類																		
				5年度の状況 R5・6・1現在の75歳以上の高齢者数 41,190人															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>元年度</th> <th>2年度</th> <th>3年度</th> <th>4年度</th> <th>5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>146</td> <td>132</td> <td>128</td> <td>118</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>6,228</td> <td>5,603</td> <td>5,159</td> <td>4,557</td> <td>3,868</td> </tr> </tbody> </table>		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	146	132	128	118	103	6,228	5,603	5,159	4,557	3,868			5年度の連合会活動内容 ・健康づくり事業 ・指導者研修会 ・教養講座 ・環境美化活動
元年度	2年度	3年度	4年度	5年度															
146	132	128	118	103															
6,228	5,603	5,159	4,557	3,868															
交付し、同連合会独自の事業活動を促すことを目的としている。																			
				・公共施設の清掃、除草等 ・花いっぱい運動の推進（花壇等整備） ・友愛訪問活動															
高齢福祉課	県から配布の 申込書			・郷土史・創作実技 ・高齢者の生きがい・健康運動 ほか															
松本市プラチナ センター	はがきに必要事項 を記入し郵送		市社協委託	・教養・趣味の講座、生活向上・社会参加に向けた講座															
松本地域 シルバー人材 センター事務局	備付の入会 申込書			5年度状況 正会員数 1,528人 (松本市1,452人・山形村76人) 受託件数 4,598件 就業延人数 140,934人															

(7) 在宅介護24時間あんしん支援事業

名 称	目 的	準拠法	施行年月日
緊急ショートステイ事業	介護者の急病などにより在宅での介護が困難となった緊急時に、被介護者を短期入所で受け入れし、生活支援を図るもの	市要綱	H17.4.1
介護110番事業	直通電話による相談窓口を設け、介護に関し安心感を持ってもらうもの		H12.4.1
ナイトケア利用料金助成事業	デイサービスセンター等におけるナイトケアの利用料金を助成し、介護者の定期的な休息の機会を取りやすくし、介護への意欲を高めてもらうもの	市要綱	H17.4.1
軽度生活援助事業	独居高齢者世帯等へ生活援助員を派遣し、日常生活を支援するもの	市要綱	H12.4.1
生活管理指導短期宿泊事業	基本的な生活習慣の欠如等の理由から生活管理が必要な独居高齢者等を養護老人ホームで短期宿泊させ、基本的な生活習慣を体得するもの		
高齢者住宅等整備事業	高齢者の居住環境の改良に要する経費に対し助成し、高齢者が日常生活をできるだけ自宅でできるように支援するとともに、家族介護者の負担軽減を図るもの	市要綱	H23.10.1
介護保険利用者負担軽減事業	低所得者及び生活保護受給者の利用者負担を軽減するため、介護サービス利用に対し助成し、生活困難者の福祉の増進を図るもの	市要綱	H12.4.1
高齢者訪問理美容料金助成事業	寝たきり、認知症等の重度要介護高齢者及び重度障害者に対し、訪問理美容料金の一部を助成し、福祉の増進を図るもの	市要綱	H8.10.1
高齢者寝台タクシー利用料金助成事業	座位保持困難な要介護者に寝台タクシー料金を助成し、経済的負担の軽減を図るもの	市要綱	H16.4.1
救急医療情報キット支給事業	緊急連絡先やかかりつけ医療機関等の個人情報専用ケースで冷蔵庫に保管するとともに市に登録し、救急時に必要な情報を救急隊員が活用できるようにするもの	市要綱	H23.10.1
訪問介護措置事業	虐待等やむを得ない理由で、訪問介護サービスを利用できない高齢者に対し、措置により訪問介護サービスの利便を図るもの	老人福祉法	H12.4.1
短期入所生活介護措置事業	虐待等やむを得ない理由で、短期入所生活介護サービスを利用できない高齢者に対し、措置により短期入所生活介護サービスの利便を図るもの		
介護保険施設入所措置事業	虐待等やむを得ない理由で、介護保険施設入所サービスを利用できない高齢者に対し、措置により介護保険施設入所サービスの利便を図るもの		
福祉リユースあっせん事業	家庭で不要になった福祉用具等を、必要な人に譲りたいという善意に基づき、これらを必要としている家庭との情報の橋渡しを行うもの	—	H29.1
思いやりあんしんカルテ交付事業	本人が徘徊等により行方不明となった場合に、家族が行方不明届を警察に提出する際、活用できるようカルテの作成の支援を行うもの	—	H28.4

対 象 者	利用料等	実 施 内 容
要支援・要介護認定者で、介護者の急病などの緊急時に、介護保険制度による短期入所や在宅介護等の対応が困難な方	1,450円/1日 (食費は別途)	緊急対応として、養護老人ホームで概ね1週間以内の短期入所の受入れ
要援護者、要支援・要介護認定者及びその家族等	無料 (通話料は別途)	介護相談専用電話
要支援・要介護認定者、事業対象者	7/10助成 7,000円上限	ナイトケア利用料金の助成 年24泊まで(ひと月6泊を限度)
生活支援を要するひとり暮らし等の高齢者	月1回1時間 無料	生活援助員が、草取りや清掃等の日常生活を支援
要介護認定自立判定者を含め生活支援を要するひとり暮らし高齢者等	400円/1日 (食費は別途)	養護老人ホームに短期間入所し、生活管理指導を受けながら、在宅生活を支援
65歳以上で、要支援・要介護の認定を受けた者、身体障害者(1~3級)又は市長が支援を要すると認めた者がいる前年所得税非課税世帯	補助対象経費の1割	高齢者が常時使用する居室、浴室、便所等を改良する経費を対象に補助(補助対象経費上限額70万円)
要支援・要介護認定者、事業対象者のうち低所得世帯及び生活保護受給者	利用者負担段階毎に利用者負担額を軽減	介護保険制度下における、低所得層の利用者負担額を軽減する
重度の要介護高齢者、重度障害者	訪問理美容料金と助成額の差額	利用1回につき最大3,000円の助成 1枚1,000円の助成券を最大年間18枚交付(2カ月に3枚)
要介護3・4・5の住民税非課税世帯で通常の車両への乗車が困難な方	寝台タクシー料金と助成額との差額	通院、入退所等の際に利用する寝台タクシー料金の1/2(上限4,000円)を助成額とし、助成券年最高6枚交付(2カ月に1枚)
松本市避難行動要支援者名簿に掲載されている者、独居等で救急隊員が必要な個人情報を把握できない可能性がある者	無料	専用ケース、冷蔵庫貼付用マグネットを支給 申請時に市に登録した緊急連絡先やかかりつけ医療機関等の個人情報を基に救急情報カードを作成して申請者に送付
要支援・要介護認定高齢者 要介護認定申請を期待しがたい者	費用の1割	虐待等で介護保険サービスの利用ができない者に、措置により訪問介護を実施 虐待等で介護保険サービスの利用ができない者に、措置により短期入所生活介護を実施 虐待等で介護保険サービスの利用ができない者に、措置により介護保険施設入所サービスを実施
譲受人は介護保険制度による公的給付の対象とならない者	無料	福祉用具等を「譲りたい人」「譲ってほしい人」がそれぞれ登録カードに登録し、登録情報を市のホームページに掲載。情報のマッチングを行い、福祉用具等をあわせる
地域包括支援センターおよび指定居宅介護支援事業所、又は民生児童員が把握している本人とその家族のうち、希望する者	無料	地域包括支援センターに作成の支援を申請書にて申し込み、思いやりあんしんカルテを受け取り、行方不明になった場合に備え、事前にカルテを作成しておく

(8) ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯等対象事業

名称	内容及び目的	準拠法	施行年月日	要件	
				特定要件	所得制限
福祉電話設置事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、無料で電話加入権を貸与するもの	市要綱	S50	重度心身障害者、65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯	世帯の生計中心者の前年所得税額99,000円以下
緊急通報装置設置事業	災害弱者であるひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を設置するもの		H元	ひとり暮らしの65歳以上の高齢者、重度の身体障害者及び寝たきり高齢者世帯	
ふれあい会食会事業	〔食料費助成事業〕 ひとり暮らし高齢者を対象に地域住民との交流の場をつくるために、公民館等を利用し、会食方式等により給食サービスを行うもの	市要綱	S63	65歳以上のひとり暮らし高齢者	
訪問給食サービス事業(再掲)	65歳以上の高齢者や障害者に対し、訪問により給食サービスを提供することにより、高齢者や障害者の安否確認、健康管理に寄与するもの		H2.8.1	65歳以上の高齢者及び障害者のみの世帯の方	
高齢者安否確認協力事業	市と協定を結んだ事業者が、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯へ配達や訪問した際に異変に気付いた場合は市へ通報し、市が安否を確認するもの	協定	H24.1.1		

(9) 養護老人ホーム

名称	内容及び目的	準拠法	要	
養護老人ホーム 入所措置	環境上の理由又は経済的理由により居室において養護を受けることの困難な者を入所措置するもの	老人福祉法 (法第11条)	1 おおむね65歳以上の高齢者	
			2 養護老人ホーム(松本市が入所を依頼している主な施設)	
			施設名	所在地
			松風園	松本市大字入山辺1509-1
			温心寮	松本市波田6857
			安曇寮	安曇野市穂高4790
			聖母寮	諏訪市大和1-5-7
			その他	5施設
合計				

申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備考
申請先	必要書類				
高齢福祉課 西部福祉課	備付の申請書	電話加入権の無料貸与		随時	
		・緊急通報装置の設置 ・月600円（介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者は免除）	自宅にて 設置工事	随時	設置世帯（5年度末） 336世帯
高齢福祉課		・給食サービスを実施する地区社協に補助 ・（ひとり暮らし高齢者数+10）×3を限度 ・一食500円（食糧費相当）	会食及び 配食方式		5年度延参加者総数 13,878人
高齢福祉課 西部福祉課		・週2回 週6回（四賀地区・安曇地区・梓川地区） 昼食を配食する ・1食400円（食材料費及び調理費相当）	配食方式		松本市社会福祉協議会 外 3業者委託
高齢福祉課					協力事業者 ・新聞販売店 17事業所 ・弁当宅配店 2事業所 ・乳製品販売業者 1事業所 ・コンビニエンスストア 1事業所（55店舗） ・生活協同組合 1事業所 ・スーパーストア 1事業所 ・医薬品卸業者 2事業所 ・介護事業所 1事業所 ・保険業 1事業所 ・郵便局 40局

件	申請手続		備考		
	申請先	必要書類			
(R6.4.1現在)	高齢福祉課 西部福祉課	入所申出書 診断書等			
定員 人				設置年月日	措置数 人
100				S22.3.1	95
100				S27.11.1 (H21.12.6移転)	48
50				S47.7.1	25
50				S33.4.1	7
270					43
570					218